

富士市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、富士市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の有効期間)

第3条 省令第140条の63の7の規定により市が定める期間は、6年とする。

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項に規定する申請は、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定事業者の指定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、法第115条の45の5第2項の規定に基づき指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第6条 前条第1項に規定する指定事業者の指定について、次のいずれかに該当する場合においては、これを行わないことができる。

- (1) 当該事業者が法人でない場合
- (2) 当該事業者が富士市暴力団等排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者と認められた場合
- (3) 当該事業者を指定することにより、介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過し、その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合

(変更の届出等)

第7条 指定の申請事項の変更の届出、事業の再開、事業の廃止又は休止に係るものにあつては、

省令第140条の62の3第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新の申請)

第8条 法第115条の45の6の規定による指定の更新に係る申請は、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

2 前項の規定により指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(都道府県等への情報提供)

第9条 市長は、第5条、第7条及び前条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日、事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第10条 この要領に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条に規定する法第115条の45の3の指定を受けたものとみなされた者の平成30年4月1日以後の最初の更新に係る第3条に定める期間については、当該者が当該指定を受けたものとみなされた日の前日において、訪問介護、通所介護の事業を行う者として指定を受けた日（指定の更新を受けた場合にあつては、指定の更新の日）から起算する。

- 3 前項の規定による起算の日から第3条に定める期間を経過した日が平成30年4月1日より前の日となる場合については、前項の規定に関わらず、当該経過した日から起算する。
- 4 法第115条の45の6の規程による指定の更新について、同一事業所において複数の第1号事業を実施している当該事業者から申出があり適正と認められた場合、第3条に定める期間を短縮できるものとする。

附 則（令和6年4月1日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前にこの要領による改正前の富士市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要領の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請又は届出については、この規則による改正後の同要領の規定により行われた申請又は届出とみなす。

附 則（平成29年12月1日改正）

（令和元年12月1日改正）

（令和5年12月1日改正）

（令和6年4月1日改正）